

## 第三十一回

## 参議院商工委員会会議録 第二号

(一一一)

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午後二時六分開会

## 委員の異動

十二月十二日委員阿具根登君、椿繁夫君及び阿部竹松君辞任につき、その補欠として栗山良夫君、藤田進君及び柴谷要君を議長において指名した。

十二月十三日委員柴谷要君辞任につき、その補欠として阿部竹松君を議長に指名した。本日委員小澤久太郎君辞任につき、その補欠として武藤常介君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	田畠 金光君
理事	上原 正吉君
委員	小幡 治和君
古池 信三君	高橋進太郎君
國務大臣	武藤 常介君
政府委員	通商産業大臣 通商産業省 調整企画庁
國務大臣	三木 武夫君
政府委員	松尾 弘君

○委員長(田畠金光君) 先ほど委員長及び理事打合会において協議いたしました結果について御報告いたします。本日は公共水域の水質の保全に関する法律案の説明を開き、質疑を行います。

次に十八日午後一時より委員会を開き、右二法案の質疑及び軽機械の輸出

の振興に関する法律案の説明を聴取いたします。なお、一般質問も行うこと

を申し合せました。

十九日に農林水産、建設との連合會、二十日に公用水域、工場排水

二法案の質疑、討論、採決を行う、以上を協議決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 次に委員の変更について御報告いたします。

去る十二日、阿具根登君、椿繁夫君及び阿部竹松君がそれぞれ辞任され、

## 本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○公用水域の水質の保全に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○工場排水等の規制に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(田畠金光君) これより委員会を開きます。

多年商工委員として活動なされた西川勝平治君が本日未明に御逝去になりました。つづしんで哀悼の意を表すとともに、御冥福を祈る次第であります。

○委員長(田畠金光君) 先ほど委員長として御報告いたしました通り理

事であった阿部竹松君の委員変更によ

り理事が欠員となりました。つきまし

てはこの際補欠互選を行ふことに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田畠金光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。互選の方法は先例により委員長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田畠金光君) 御異議ないと認めます。

それでは相馬助治君を理事に指名いたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、公用用

水域の水質の保全に関する法律案及び工場排水等の規制に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたしました。

○國務大臣(三木武夫君) ただいま議題となりました公用水域の水質の保

全に関する法律案につきましては前第三十臨時国会に提案されました。

諸般の事情で成立を見るに至らなかつたものであります。本案は、これから

栗山良夫君、藤田進君及び柴谷要君が補欠としてそれぞれ選任されました。また十三日、柴谷要君が辞任され、その補欠として阿部竹松君が選任されました。

栗山良夫君、藤田進君及び柴谷要君が補欠としてそれぞれ選任されました。

また十三日、柴谷要君が辞任され、その補欠として阿部竹松君が選任されました。

栗山良夫君、藤田進君及び柴谷要君が補欠としてそれぞれ選任されました。

## 御説明申し上げます

第一に、水質基準についてであります

が、本法は各省所管の汚濁水規制に

いて種々調査研究してきたのであります

が、このたび、成案を得まして提出

する。以下に本法律案の提案理由並びに

の運びとなつた次第であります。

次に本法律案の要旨につきまして御

その要旨について御説明申し上げます。

近時都市人口の増大、鉄工業の急激な

発展にもかかわらず、都市下水道の整備が著しく立ちあぐれ、工場事業場等

においても汚水処理施設の整備に次ぐ

おろところがありましたため河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供

される水域が年々汚濁され各種の問題

が随所に発生するに至りました。

すなわち、汚濁水の放流に起因して

水産業等の関係産業に相当の損害が生

する等の事例が増加する傾向を示して

おりまして、この傾向をこのまま放置

するときは、産業相互の協力を害し均

衡のとれた経済発展を阻害するだけで

なく、これに起因して紛争等を惹起

したり、また公衆衛生の向上をも期した

いと考えられるので、政府といたしま

してはかかる事態に対処する措置とし

て新たに本法を制定し、水質保全のた

めに必要な基本的事項を定め、もつて

産業の相互協和と公衆衛生に寄与させ

ようとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

御承知のように歐米の工業先進国に

おいてはすでに十九世紀以来水質汚濁

の規制についてその対策が論議されて

おり、わが国においてもさきに資源調

査会から水質汚濁防止に関する勧告が

なされ、その後引き続き、政府部内に

質基準の設定等の重要な事項については

この審議会で慎重審議の上決定することといたしております。なお、水質保全に関する問題として地下水の汚濁等今後研究にまつべき課題も多々あると考えられますので、公共用海域及び地下水の水質の保全に関する基本的事項を水質審議会の所掌事務に掲げ今後の施策の検討の場といった次第であります。

第三に、水質汚濁による被害に関する紛争についてであります。この種の紛争は近來各地にしばしば見受けられるところであります。が、解決に迅速を要し、また判定に専門的知識を要する等、本来裁判制度になじまない性格を有するため、ややもすれば両当事者の力関係に支配され、必ずしも合理的な方法で解決を見ているとは云いがたいものがあります。これを放置すると、産業相互間の協和を害するのみならず社会問題化するおそれなしとしないので、水質保全行政の一環として本法に、都道府県知事による和解の仲介制度を設け、紛争処理を合理的な軌道に乗せようとはかったのであります。

最後に、本法の施行に伴い経済企画庁において関係行政機関の水質保全行政を調整する等の必要を生じますので、付則において同序設置法の一部を改正し、関係条文の整理を行なつた次第であります。

以上公用水域の水質の保全に関する法律家の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

この審議会で慎重審議の上決定することといたしております。なお、水質保全に関する問題としては地下水の汚濁等今後研究にまつべき課題も多々あると考えられますので、公共用海域及び地下水の水質の保全に関する基本的事項を水質審議会の所掌事務に掲げ今後の施策の検討の場といった次第であります。

近年における鉱工業の発展に伴い、工場事業場から排出される汚水に関する問題が発生し、放置を許さない事態に立ち至っております。この問題は、我が国産業構造の高度化に伴う農業等につきましてはすでにそれぞれの規制法律が制定せられておりますので、今回いまだ取り法規の定められていなかつた工場、事業場について、その主務官庁たる大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸の各省が共同してこの工場排水等の規制に関する法律案を立案し、前述の経済企画庁の法律案と相呼応して、主務大臣に認せられた工場排水等の規制に関する法律案を立てるに当り、他面その発達過程における問題を解決するための措置を講じてまいりました。この目的を遂行することが必要であることは言を待たないのであります。

政府といたしましても、水質汚濁防護企画庁長官が、各方面の学識経験者止に關しては、関係各省が相まって数年来検討を続けて参つたのであります。この目的を遂行するに當り、まず第一に、この法律は、経済企画庁において定める水質基準の具体的適用範囲のうち製造業、ガス供給業及びこれらに類する事業に関する分野における事業活動に伴つて発生して参ります汚水等の処理を適切にすることによります。

第二に、この法律は、製造業等の用いて、公共用海域の水質の保全をはかることを目的としております。水質を保全する義務を課しましたが、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用海域の水質の保全に心がけるべき旨を明示しております。

なお、本法と並行して工場及び事業場に対し、直接の規制を行う工場排水等の規制に関する法律案が同時に上程されたことを一言申し添えます。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま議題となりました工場排水等の規制に関する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

近年における鉱工業の発展に伴い、工場事業場から排出される汚水に関する問題が発生し、放置を許さない事態に立ち至っております。この問題は、我が国産業構造の高度化に伴う農業等につきましてはすでにそれぞれの規制法律が制定せられておりますので、今回いまだ取り法規の定められていなかつた工場、事業場について、その主務官庁たる大蔵、厚生、農林、通商産業、運輸の各省が共同してこの工場排水等の規制に関する法律案を立てるに当り、他面その発達過程における問題を解決するための措置を講じてまいりました。この目的を遂行することが必要であることは言を待たないのであります。

政府といたしましても、水質汚濁防護企画庁長官が、各方面の学識経験者止に關しては、関係各省が相まって数年来検討を続けて参つたのであります。この目的を遂行するに當り、まず第一に、この法律は、経済企画庁において定める水質基準の具体的適用範囲のうち製造業、ガス供給業及びこれらに類する事業に関する分野における事業活動に伴つて発生して参ります汚水等の処理を適切にすることによります。

第二に、この法律は、製造業等の用いて、公共用海域の水質の保全をはかることを目的としております。水質を保全する義務を課しましたが、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用海域の水質の保全に心がけるべき旨を明示しております。

第三に、工場排水等を指定水域に出する者については、特定施設の設置、変更を行う場合、あるいは特定施設の使用方法ないしは汚水等の処理方法の変更を行う場合において、事前に申請したときのとおりに実施するため、公共用海域の水質の保全に関する法律案を立案し、今国会に提出するに當りました。

○阿部竹松君 本日衆議院の委員会で兩法案が委員会で可決されましたので、その内容を若干伺つたんですですが、新たに指定水域が定まつた場合、あるいは新たに特定施設が定まつた場合等においては、既存の特定施設を設置している者につては、維持措置としての届出をさせることとし、実態把握に遺憾のないようにいたしております。

第四に、現に指定水域に排出されている工場排水等が、その水域の水質基準に適合していないときは、主務大臣は、その工場排水等を排出する者に対する警告措置を講じておきます。

本法案の主要な内容は、次の通りであります。

第一に、この法律は、経済企画庁において定める水質基準の具体的適用範囲のうち製造業、ガス供給業及びこれらに類する事業に関する分野における事業活動に伴つて発生して参ります汚水等の処理を適切にすることによります。

第二に、この法律は、製造業等の用いて、公共用海域の水質の保全をはかることを目的としております。

第三に、工場排水等を指定水域に出する者については、特定施設の設置、変更を行う場合において、事前に申請したときのとおりに実施するため、公共用海域の水質の保全に関する法律案を立案し、今国会に提出するに當りました。

○委員長(田畠光君) 質疑に入りますが、御質疑ございませんか。

○阿部竹松君 本日衆議院の委員会で兩法案が委員会で可決されましたので、その内容を若干伺つたんですが、新たに指定水域が定まつた場合、あるいは新たに特定施設が定まつた場合等においては、既存の特定施設を設置している者につては、維持措置としての届出をさせることとし、実態把握に遺憾のないようにいたしております。

第四に、現に指定水域に排出されている工場排水等が、その水域の水質基準に適合していないときは、主務大臣は、その工場排水等を排出する者に対する警告措置を講じておきます。

この種の法案について、趣旨は全く賛成でございまして、異議はございませんけれども、第一点、三木さんがさぬいたいと思うのですが、とりあえずからぬ論議をすることになりますが、修正されたりすると、これはつまり論議をすることになりますが、修正されたりすると、これはついで、できれば、衆議院の本会議が明後日行われてからへ回つてくると思いまして、そのときに若干の点をお尋ねしたいと思うのですが、とりあえずからぬ論議をすることになりますが、修正されたりすると、これはついで、できれば、衆議院の本会議が明後日行われてからへ回つてくると思いまして、そのときに若干の点をお尋ねしたいと思います。

第五に、特定施設を設置する者に対する権限停止、その他必要な措置をとるべきことを命令することができます。

第六に、常に水質汚濁の事実が発生しないよう取り締まる根拠としたのであります。

この種の法案について、趣旨は全く賛成でございまして、異議はございませんけれども、第一点、三木さんがさぬいたいと思うのですが、修正されたりすると、これはついで、できれば、衆議院の本会議が明後日行われてからへ回つてくると思いまして、そのときに若干の点をお尋ねしたいと思います。

第七に、この法律は、製造業等の用いて、公共用海域の水質の保全をはかることを目的としております。

第八に、水質を保全する義務を課しましたが、その義務の履行を容易にします。

第九に、本法の実効を上げるため、汚水の処理施設に對する固定資産税を免稅するところに、國として汚水処理施設の設置または改善につき必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めることとし、更に主務大臣は、適切な

置法の一部を改正しなければならぬといふ。きわめて法の作成上邪道じやないうかと、どうように私判断しておるので、こういふ点は経済企画庁はどうお考えになりますか。

○政府委員(大堀弘君) 現在水質汚濁防止に関する行政は各省、御指摘のように下水道、上水道あるいは鉱山保安関係、建設省、厚生省、通産省各省それぞれの本来の行政、その所管事項についての水質汚濁防止に関する行政事務をあわせてそれぞれがやつて参つたわけでございます。ただこれを統一的に総合的に運用する態勢ができるに内閣のどこでやるのが適当かといふ議論があるかと思いますが、現在の設置法の関係から参りますと、経済企画庁は各関係行政機関の経済企画に関する水質の基準の設定とか、水質審議会に關する事項、公共用海域に関する法律案の立案を企画庁が担当することになっておりまして、そういう關係で、企画庁での行政運営の統一に

関する水質の基準の設定とか、水質審議会に關する事項、公共用海域に関する法律案の立案を企画庁が担当することになりまして、まあ各省と協議して提出いたしております。いすれが適当かということは多少あるかと存じますが、設置法からいたしますと、経済企画庁で取扱うといふことが読めるわけでありまして、その意味で私どもの方で取り扱つた次第でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、この法案の内容にある経済企画庁長官が水域指定をなさるわけですね。まあ水域指定をなさる場合は、それぞれの要件が内容として盛られてくると、そうすると、一体どこで――審議会でやるといふことになつておりますけれども、それ

それの各場所からこれを指定してくれと、どうよなことでこれは動き出しますのか。それとも各省の要請によって動き出すものか。あるいはその基準とくものをどこで定めるのか。大学校に聞くものが、それとも研究所に聞くものか、それとも日本の政府で統一した水質研究所のようなものを設けるのか。そういうものをどこで定めるのか。大学校に

聞くものが、それとも研究所に聞くものか。それとも日本政府で統一した水質研究所のよろんなものを設けるのか。あるいは中流に工場が設けられよう取り上げてやられるか、それともそく合に指定されるか。それと各省の振り合ははどうなるか、そういう点について説明を願いたいと思います。

○政府委員(大堀弘君) この法案にございますように、指定水域といふものを定めまして、指定水域について水質基準を作定するわけでございますが、この指定及び基準の作定について企画庁長官が水質審議会――これは関係各省もむろん入りますが、関係各省並びに学識経験者をもつて構成いたします。

○政府委員(大堀弘君) これは全国に相当河川がたくさんござりますし、また問題が起きておるところも現に相当多數あるわけでございますが、水質の基準の作定ということはなかなか技術的に困難が伴う仕事でございますので、一挙に全体の水質基準を定めると、いふことは困難であると考えられます。従いまして、現在考えておりますことは、年次計画的に本年度は七河川程度、その次は十河川といつたような工合に事柄の重要度によつて、非常に影響の大きいようなるところから逐次指定をいたし、水質基準を作定する、そして五、六年のうちに、相当問題が

おきめになるといふことです。この法案はむろん企画庁事務当局が立案といいますか、企画いたしますけれども、事柄が相当重大でございまして、水質基準を作定するわけでございまして、その原案はむろん企画庁事務当局の作定を終つて、こういふようになります。

○阿部竹松君 質問しているのはその前の方なんですね。前のところで、たとえば問題が起きますね。一番いい例

で言えれば、熊本県の水俣、あそこで工場から流れ出た水によって魚が死んで、その魚を食べた人間から不<sup>ノ</sup>からぬ。これらとの関連はどうなりますか。

○政府委員(大堀弘君) 現在それぞれの法律がございまして、その法律の建前で運用いたしておりますが、今回御審議願つております法案が通過いたしましたと、これによつて水質基準が設定されますと、たとえば淀川なら淀川に

水質基準がきまりました場合に、その水質基準に基いて、たとえば下水道法の運用なり、あるいは今度できます工場排水法の運用は、その水質基準に基いて行政の指導に當る。こういう建前に工場が建つ前にとも考へられるのが、そのあたりはどうなりますか。

○政府委員(大堀弘君) これは全国に相当河川がたくさんござりますし、また問題が起きておるところも現に相当多數あるわけでございますが、水質の基準の作定といふことはなかなか技術的に困難が伴う仕事でございまして、工場事情等も、まあそれもある程度汚水処理施設はやつておつたのが通例であります。しかしそれはもちろん十分なものではなかつたのであります。今回、この両法律が施行されることになりますと、従来はつきりしなかつたどの程度の汚水処理施設をすることが必要であるかといふ基準、ものさしがはつきりしておきめになるといふことです。もちろん、その基準、ものさしがあまり理想的な非常に高度のものであつて、とうてい経済採算ベースにも、また工場企業等もとうい負担し切れないよな、極端に言ひますと、工場の污水が真水になつて出るよな処理施設をかりに強制するよな、あまり理想的なものに

なれば、それはこの法律の運用自体が、今御指摘になりましたよなことでは、どうにもできなくなるおそれがあるかもしれませんけれども、現実の運用として、現実の事態からスタートしてだんだんによくしていくという前提で法律の運用はされて参っております。しかし、やはり水質基準をきめる場合には、少しでもよくしていこうという方向で参りますから、新たにできる工場等は当然必要な処理施設の負担が出てくるわけあります。それにつきましては、今御指摘ございましたように、その企業等が負担しきれないことになることでは困りますので、大企業等につきましては、この法律の運用と並行しまして、その資金の確保といふような点についてできるだけ政府も援助する、特に中小企業等におきましては、今御指摘のような点があるだろうと思いまして、この点は処理施設についてある程度の国の補助金も用意する必要があるということで、この法律の施行を想定いたしまして、来年度の予算要求等もいたしております。

度の予算要求等もいたしております。

なお、そういう処理施設をやりまして

もなお実際に被害を方々に与えた、そ

れに伴う補償責任を負わなければならぬといふような事態もあることは具体的な実例として起り得ると思います。そ

れは当然企業がいわばそういう意味の

公的責任を負っているのであります。

て、賠償責任等は一般法の原則に従つて当然負わなければならぬ、しかしそ

れは最悪の場合であつて、事前にだ

いま申しましたような汚水処理施設等

についてはできるだけのことはやると

いうのがこの法律の運用の建前に相なつておるわけであります。

なれば、それはこの法律の運用自体が、今御指摘になりましたよなことでは、どうにもできなくなるおそれがあるかもしれませんけれども、現実の事態からスタートしてだんだんによくしていくという前提で法律の運用はされて参っております。しかし、やはり水質基準をきめる場合には、少しでもよくしていこうという方向で参りますから、新たにできる工場等は当然必要な処理施設の負担が出てくるわけあります。それにつきましては、今御指摘ございましたように、その企業等が負担しきれないことになることでは困りますので、大企業等につきましては、この法律の運用と並行しまして、その資金の確保といふような点についてできるだけ政府も援助する、特に中小企業等におきましては、今御指摘のような点があるだろうと思いまして、この点は処理施設についてある程度の国の補助金も用意する必要があるということで、この法律の施行を想定いたしまして、来年度の予算要求等もいたしております。

度の予算要求等もいたしております。

なお、そういう処理施設をやりまして

もなお実際に被害を方々に与えた、そ

れに伴う補償責任を負わなければならぬといふような事態もあることは具体的な実例として起り得ると思います。そ

れは当然企業がいわばそういう意味の

公的責任を負っているのであります。

て、賠償責任等は一般法の原則に従つて当然負わなければならぬ、しかしそ

れは最悪の場合であつて、事前にだ

いま申しましたような汚水処理施設等

についてはできるだけのことはやると

いうのがこの法律の運用の建前に相なつておるわけであります。

○阿部竹松君 今、松尾局長さんの答

弁の中の現実の問題、それを私は心配

するわけです。一例をあげると、一

つの問題について、これはそれが加害

者か、原因が何かということで九州大

学とか、東京工大の見解——水を分析

する見解が違つたりして、加害者が違

うわけです。そうすると一体何を基準

として主務大臣、こういふ人が判断す

るかということになる。そうすると、

水質汚濁研究所の一、国立研究所、

りっぱな試験場でも建てるかどうかと

いうことが一つと、もう一つは今度が

やはり補助をしなければならぬだろ

う、来年度の予算も要求してあるとい

うだけですから、はつきりわかりませ

んが、本件については法案の内容では

なく、予算を持ち出さなければなら

ないといふので、私は反対しているの

冷い、そういう顔を聞いて、きわめて

ただけですから、はつきりわかりませ

んが、大蔵省はきわめて本件に関する

一億円、これは法律と並行して下水道

の整備ということは実体的に本法の趣

旨を達成するのに重要なことでござい

ますので要請いたしております。

ます。ごく大まかに申しますと、まだ

試験研究その他は、各研究機関の方で

要求をいたしておりますが、大体申し

ますとそういうようなことであります。

○阿部竹松君 そうしますと、通産省

の分の御答弁まであつたわけですが、それ

結論的には加害者被害者という言葉を

使つては、あてはまるがあつてはまらない

かわかりませんが、言葉があまり端的

になります。

○阿部竹松君 そうしますと、通産省

の分の御答弁まであつたわけですが、それ

結論的には加害者被害者という言葉を

使つては、あてはまるがあつてはまらない

かわかりませんが、言葉があまり端的

になります。

○阿部竹松君 壁頭にお話申し上げま

る産業の調査をはかつていいころ。両方

の立場を十分考えて適正に基準を作定

をしていい。こういう考え方でおわけ

であります。

弁の中の現実の問題、それを私は心配

するわけです。一例をあげると、一

つの問題について、これはそれが加害

者か、原因が何かということで九州大

学とか、東京工大の見解——水を分析

する見解が違つたりして、加害者が違

うわけです。そうすると一体何を基準

として主務大臣、こういふ人が判断す

るかということになる。そうすると、

水質汚濁研究所の一、国立研究所、

りっぱな試験場でも建てるかどうかと

いうことが一つと、もう一つは今度が

やはり補助をしなければならぬだろ

う、来年度の予算も要求してあるとい

うだけですから、はつきりわかりませ

んが、大蔵省はきわめて本件に関する

一億円、これは法律と並行して下水道

の整備ということは実体的に本法の趣

旨を達成するのに重要なことでござい

ますので要請いたしております。

ます。ごく大まかに申しますと、まだ

試験研究その他は、各研究機関の方で

要求をいたしておりますが、大体申し

ますとそういうようなことであります。

○阿部竹松君 そうしますと、通産省

の分の御答弁まであつたわけですが、それ

結論的には加害者被害者という言葉を

使つては、あてはまるがあつてはまらない

かわかりませんが、言葉があまり端的

になります。

○阿部竹松君 壁頭にお話申し上げま

る産業の調査をはかつていいころ。両方

の立場を十分考えて適正に基準を作定

をしていい。こういう考え方でおわけ

であります。

しては、水質の基準作定に関して現地

で、ただいま御指摘ございましたよう

に、水質を調べます場合に、たとえば

その水の一定部分を取って、一定の

温度を保つて非常にこまかい検査をし

てやりますが、そういった水質の調査

を中心にして水質基準作定のために必

要な河川、六河川くらいをやるつもり

であります。それが予算一億円程

度、そのほかに中小企業の施設補助、

これでは通産省関係でございますが、十

二十も二十も含められますね、そ

ういう点はいかがでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のよう

に、加害といいますか、害を加える方

とか、原因が何かといいますか、害をこうむります方

たものが一つで上るのですから、や

はりいろいろな法律があつて、その法

律によって、あらゆる問題が、水が処

理されていますけれども、今度総合し

たものが一つで上るのですから、や

はり国家的な試験場が国家的に判断を

下すところがなければ、この法案で見

る委員会だけでは、ちょっと微力なよ

うな気がするのですが、こういう点の

御心配は全然ないものでしょか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のよう

に、このための特別の研究所を設置すべ

きじやないかといふ御意見が各方面に

ございます。また資源調査会の報告に

ござります。あるいは、この調査会の報告に

もそういふ勧告が入っております。私は

ござります。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のよう

に、このための特別の研究所を設置すべ

きじやないかといふ御意見が各方面に

ございます。

○海野三朗君 川ですね、川の何を

もつて汚濁水域といふか、何をもつて

どこに標準をおいておるのでしょうか。

か。一体、市内の川で、それは以前は

浄水が流れおつた、最近ではもう下

水の川になつておるわけです。あれは

どういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(大堀弘君) ちょっと御質問を取り違えておるかも知れないので

すが、法律の第三条に、この法律の対象とする公共用水域と申しますか、この法律の対象になる水質基準を作定するための公共用水域の定義がございまして、河川、湖沼、港湾——たとえば東京湾のようなものも入ります、港湾、それから沿岸海域——瀬戸内海の沿岸でございますとか、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路、その他公共に供される水路と書いてござります。非常に複雑でござりますが、結論を申しますと、結局、川、港湾、海につながっている水域でござりますが除かれておりますものは、結

局、下水道、たとえば浄化設備を持つております下水道がございますが、下水道はその出口で浄化をいたしますので、その出口から出る水を水質基準で規制をいたします。そうしますと各地方公共団体がその基準に基いて下水道の出口に浄化設備を持つて浄化いたしますので、その浄化設備の中の水域ま

ではこの対象にはいたしておりません。出口で押えると考へております。

○海野三朗君 そういうような浄化設備のないところはどうしますか。

○政府委員(大堀弘君) ここで結局、公共下水道、都市下水道だけを除いておりまして、公共下水道は大体浄化設備を持っておりますし、都市下水道も

に入つていないと、わざでしよう。

○政府委員(大堀弘君) 凈化設備を持つておるところ及び当然持つべきところですね、近く持つべきところ、現

在持つておるところ、これはその出口を抑えまして、その中までは入つていかない。持つていないところはずっと

中の、どぶまでも入つていい極端な言い方をしますと、どぶまでも入つていく……。

○海野三朗君 今、河川ということを言いましたが、山形の、たとえば私はどの方の郷里ですが、山形は人口十数万であります。そこは山からずっと流れてきて、そして海に入るの

です。その小さい小川が下水になっておる、このごろは。そういうところはどういうことになりますか。

○政府委員(大堀弘君) 具体的なケイ

スは存じませんが、下水道法の規定によりまして指定されますと、ここにあ

ります。公共下水道になりますので、指

定されおりました場合には当該の都道府県、市なり町村なりが下水道の浄化について責任を負つて実行しておるわ

けでありますから、この中まで、法律

規定により規制区域を指定したと

きは、これを官報で公示しなけれ

ばならない。

(規制区域内の水質汚濁防止義務)

第一條 この法律は、工場、事業場、船舶、下水道等から排出され

る廢液等による公共用水域の水質の汚濁を防止するとともに、工場及び事業場から公共用水域に排出さ

れる廢液等による被害に係る紛争に關しあつて、調停及び仲裁を行ひ、もつて公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護を図り、あわせて工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に係る損害の調整に資することを目的とする。

#### (定義)

第二條 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供され

る水域をいう。

2 この法律において「水質汚濁許容基準」とは、公共用水域の水質の清浄を確保するため、当該水域に排出される廃液、汚水及び有害

#### 水質汚濁防止法案 水質汚濁防止法案

#### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 水質汚濁の規制(第三章)
- 第三章 損害賠償(第十条)
- 第四章 紛争の処理(第十一条)
- 第五章 水質汚濁防止委員会(第十三条)
- 第六章 国の助成(第三十四条)
- 第七章 調則(第三十五条・第三十六条)
- 第十八章 附則

#### 第一章 総則

#### 第二章 水質汚濁の規制

#### 第三章 水質汚濁規制区域の指定

#### 第四章 損害賠償

#### 第五章 水質汚濁防止委員会

#### 第六章 国の助成

#### 第七章 調則

#### 第十八章 附則

固体物(放射線を発生する物質を除く。以下「廃液等」という。)による水質の汚濁度の許容限度に拘する基準をいう。

○海野三朗君 持たないところはそれをばならない。

(異議の申立)

第六条 前条第二項の規定による指示に不服がある者は、その指示を受けた日から三十日以内に、委員会規則の定める手続に従い、水質汚濁防止委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

(規制区域内の水質汚濁防止義務)

第四条 何人も、規制区域内における水質の清浄の確保につとめなければならない。

(水質汚濁許容基準等の設定)

第五条 水質汚濁防止委員会は、第三条第一項の規定により規制区域を指定したときは、当該規制区域に

意見を聞いて、当該規制区域に

(水質汚濁規制措置)

第七条 第五条第二項の規定により廃液等許容基準が定められた工場及び事業場の事業主は、廃液等許

及び事業場の事業主は、廃液等許容基準の適用期日以後は、当該廃液等許容基準をこえて廃液等を規制区域内の公共用水域に排出してはならない。

2 水質汚濁防止委員会は、事業主が前項の規定に違反したときは、

当該事業主に対し、期限を附して

廃液等を清浄にする施設(以上「除

害施設」という。)の設置、改善そ

の他の措置をとるべき旨を命ずる

ことができる。

3 水質汚濁防止委員会は、前項の命令をする場合において当該廃液等による被害が特に著しいと認め

るときは、当該事業主に対し、同

排出される廃液等の汚濁度の許容基準(以下「廃液等許容基準」とい

う。)及びその適用期日を定め、当該工場及び事業場の事業主に指示するとともにこれを公表しなけれ

ばならない。

(異議の申立)

第六条 前条第二項の規定による指

示に不服がある者は、その指示を受けていた日から三十日以内に、委員会規則の定める手続に従い、水質汚濁防止委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

(規制区域内の水質汚濁防止義務)

第四条 何人も、規制区域内における水質の清浄の確保につとめなければならない。

(水質汚濁許容基準等の設定)

第五条 水質汚濁防止委員会は、第三条第一項の規定により規制区域を

指定したときは、当該規制区域に

意見を聞いて、当該規制区域に

(水質汚濁規制措置)

第七条 第五条第二項の規定により廃液等許容基準が定められた工場及び事業場の事業主は、廃液等許

及び事業場の事業主は、廃液等許容基準の適用期日以後は、当該廃

液等許容基準をこえて廃液等を規

制区域内の公共用水域に排出してはならない。

2 水質汚濁防止委員会は、事業主が前項の規定に違反したときは、

当該事業主に対し、期限を附して

廃液等を清浄にする施設(以上「除

害施設」という。)の設置、改善そ

の他の措置をとるべき旨を命ずる

ことができる。

3 水質汚濁防止委員会は、前項の命令をする場合において当該廃液等による被害が特に著しいと認め

るときは、当該事業主に対し、同

項の命令に係る措置がとられるま

月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水質汚濁防止法案(衆)

での同事業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

#### (新規事業者に対する規制)

第八条 規制区域内において委員会規則で指定する事業を新規に開始しようとする者は、あらかじめ、

その廢液等の処理方式につき水質汚濁防止委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の事業主は、同項の許可を受けた後でなければその事業を開始してはならない。

(行政庁の遵守義務等)

第九条 港則法(昭和二十三年法律第一百七十四号)、漁港法(昭和二十五年法律第百三十号)、採石法

(昭和二十五年法律第二百九十一号)、清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)、砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)及び下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)並びにこれらの法律を実施するための命令(以下本条において「法令」といふ)の実施を所掌する行政庁(以下本条において「行政庁」といふ)は、法令の規定により、規制区域内の公共用海域に係る廢液等の排出を許可し、命令し、制限し、又は禁止しようとする場合は、当該規制区域につき定めた水質汚濁許容基準によらなければならない。

2 行政庁は、規制区域内の公共用海域に係る廢液等の排出に関連する事項について法令の規定により、許可し、命令し、制限し、又は禁止しようとするときは、当該規制区域につき定めた水質汚濁許

容基準に適合するようにしなければならない。

#### 3 水質汚濁防止委員会は、規制区内において、水質汚濁許容基準に適合する水質を確保するため必要があると認めるときは、行政庁に対し、必要な措置をとるべき旨を請求することができる。

#### 第三章 損害賠償

##### (損害賠償)

第十条 パルフ工業、製紙工業、織維工業、漬粉工業、醸造業その他その事業の性質上有害な廃液等を排出する事業で別に法律で定めるもの

の工場及び事業場の事業主は、その業務上排出する廃液等によって他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の規定は、当該工場及び事業場の業務に従事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

#### (第四章 紛争の処理)

##### (あつ旋、調停)

第十一条 工場及び事業場から公共用海域に排出される廃液等による被害に関して紛争が生じたときは、関係当事者は、委員会規則で定める手続に従い、水質汚濁防止委員会に対し、紛争の解決につき、あつ旋又は調停を申請することができる。

2 水質汚濁防止委員会は、前項の申請があつたときは、当該紛争の解決につき、あつ旋又は調停をし

なければならない。

3 水質汚濁防止委員会は、前項の申請があつたときは、当該紛争の解決につき、あつ旋又は調停を成して、これを関係当事者に示

し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附して公示することができる。

#### 4 水質汚濁防止委員会によるあつ旋又は調停は、委員会規則の定めるところにより、その指定する水質汚濁防止委員会の委員若しくは特別委員又は水質汚濁防止委員会の事務局の職員がこれを行う。

#### 第五章 水質汚濁防止委員会

##### (水質汚濁防止委員会の設置)

第十四条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条

外局として、水質汚濁防止委員会(以下「委員会」という。)を設置す

る。

#### 第六章 仲裁の申請

##### (仲裁)

第十二条 工場及び事業場から公共用海域に排出される廃液等による被害に因る争い、水質汚濁防止委員会に対し、仲裁を申請することができる。

##### (仲裁の申請)

第十三条 水質汚濁防止委員会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行ふ。

2 仲裁委員は、水質汚濁防止委員会の委員又は特別委員のうちから当該者が合意によって選定した者を行ふ。

##### (仲裁の執行)

第十六条 委員会は、この法律の定めるところによりその権限に属させられた事項を実施する。

##### (権限)

第十五条 委員会は、この法律の定められた事項を実施する。

##### (委員長及び委員の任期)

第十六条 委員会の委員長及び委員員四人で組織する。

##### (委員長及び委員の任命)

第十七条 委員会は、委員長及び委員員四人で組織する。

##### (委員長及び委員の任命)

第十八条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて公共の福祉に因しがれることがないと決議されたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決議されたとき、宣誓を受けたとき。

##### (委員長及び委員の任命)

第十九条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第二十条 委員長及び委員は、次の各号の一に該当する場合のほか、在任中、その意に反して罷免されることはない。

##### (委員長及び委員の任期)

第二十一条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第二十二条 委員長は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

##### (委員長)

第二十三条 委員長は、委員会の会員から委員長又は委員の

仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八篇(仲裁手続)の規定を適用する。

#### 第五章 水質汚濁防止委員会

##### (水質汚濁防止委員会の設置)

##### (水質汚濁防止委員会の設置)

第十四条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条

外局として、水質汚濁防止委員会(以下「委員会」という。)を設置す

る。

#### 第六章 仲裁の申請

##### (仲裁)

第十二条 工場及び事業場から公共用海域に排出される廃液等による被害に因る争い、水質汚濁防止委員会に対し、仲裁を申請することができる。

##### (仲裁の申請)

第十三条 水質汚濁防止委員会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行ふ。

##### (仲裁の執行)

第十六条 委員会は、この法律の定められた事項を実施する。

##### (権限)

第十五条 委員会は、この法律の定められた事項を実施する。

##### (委員長及び委員の任期)

第十七条 委員会は、委員長及び委員員四人で組織する。

##### (委員長及び委員の任命)

第十八条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第十九条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第二十条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第二十一条 委員長は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

##### (委員長)

第二十二条 委員長は、委員会の会員から委員長又は委員の

仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八篇(仲裁手続)の規定を適用する。

#### 第五章 水質汚濁防止委員会

##### (水質汚濁防止委員会の設置)

##### (水質汚濁防止委員会の設置)

第十四条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条

外局として、水質汚濁防止委員会(以下「委員会」という。)を設置す

る。

#### 第六章 仲裁の申請

##### (仲裁)

第十二条 工場及び事業場から公共用海域に排出される廃液等による被害に因る争い、水質汚濁防止委員会に対し、仲裁を申請することができる。

##### (仲裁の申請)

第十三条 水質汚濁防止委員会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行ふ。

##### (仲裁の執行)

第十六条 委員会は、この法律の定められた事項を実施する。

##### (権限)

第十五条 委員会は、この法律の定められた事項を実施する。

##### (委員長及び委員の任期)

第十七条 委員会は、委員長及び委員員四人で組織する。

##### (委員長及び委員の任命)

第十八条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第十九条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長及び委員の任期)

第二十条 委員長及び委員は、内閣総理大臣が任命する。

##### (委員長)

第二十二条 委員長は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

##### (委員長)

第二十三条 委員長は、委員会の会員から委員長又は委員の

きに委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

(会議)

第二十三条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第二十条第三号の決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員長及び委員の給与)

第二十四条 委員長及び委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

(特定行為の禁止)

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をすること。

(内閣総理大臣の許可のある場合)

合併を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

第二十六条 委員会は、法令の定めるところにより、その権限に属する事項を執行するため必要な手続その他の事項について、委員会規則を定めることができる。

(報告の徴収等)

第二十七条 委員会は、この法律を実施するため必要があると認める

ときは、委員会規則の定めるところにより、関係行政機関に対し、必要な報告情報又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、この法律を実施するため、委員会規則の定めるところにより、工場及び事業場の事業主又は工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害者から必要な報告を徵し、又は当該委員会の委員若しくは特別委員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場、事業場、漁場、その他必要な場所に立ち入つて調査させることができること。

3 前項の規定により委員、特別委員又は職員が立入調査を行う場合においては、委員会規則の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があつたものと解釈してはならない。

(聴聞会)

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(施行期日)

第二十八条 委員会は、その職務を公正に行うため、聴聞会を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(調査の嘱託)

第二十九条 委員会は、関係行政機関その他の者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

(国会に対する報告)

第三十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を通じて、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、か

つ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)

第二十三条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 第七条第二項の命令に違反した者

2 第七条第三項の規定による命令に違反して事業を行つた者

3 第八条第二項の規定に違反した者

2 第七条第三項の規定による命令に違反して事業を行つた者

3 第八条第二項の規定による命令に違反して事業を行つた者

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

1 第七条第二項の命令に違反した者

2 第七条第三項の規定による命令に違反して事業を行つた者

3 第八条第二項の規定による命令に違反して事業を行つた者

2 第七条第三項の規定による命令に違反して事業を行つた者

九条第一項の規定にかかる限り、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については、二年とする。

(河川法の一部改正)

1 第七条第二項の一部を次のように改正する。

2 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

3 第二十九条中「其ノ他ノ行為」の下に「清潔ニ付テハ水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第号)ニ規定スル規制区域内ノ工場及事業場ニ闊スルモノヲ除ク」を加える。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

5 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

8 第三条第一項第四号中「鉱青」の下に「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

9 第二条第八号中「管理」の下に「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

10 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

11 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

12 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

13 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

14 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

15 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

16 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

17 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

18 第二条第八号中「(水質汚濁防止委員会の権限に属する事項を除く。)」を加える。

条において同じ。」を加える。

第三十一条中「鉛害」の下に「(規制区域内の附屬施設については、その排出する废水及び鉛さいによる規制区域内の公共用水域の水質の汚濁に係るものと除く。)」を加える。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

8 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「利益を損じ」の下に「(水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第百三十四号))」を加え。 (通商産業省設置法の一部改正)

9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号及び第四条第四十号中「保安」の下に「(水質汚濁防止委員会の権限に属するものを除く。)」を加える。

第十五条中「鉛害の防止」の下に「(水質汚濁防止委員会の権限に属するものを除く。)」を加える。

第二十五条第一項の表の中央鉛山保安審議会の項中「保安」の下に「(水質汚濁防止法(昭和二十六年法律第三百三十三号))」の一部を次のように改正する。

(水産資源保護法の一部改正)

10 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「制限又は禁止」の下に「(水質汚濁防止法

(昭和三十三年法律第一号)に規定する規制に係る事項を除く。)」を加える。

11 (租税特別措置法の一部改正)

法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の二条を加える。

(除害施設の特別償却)

第十二条の三 個人が、昭和三十四年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に、所得

税法の施行地において、新設した公用水域における水質の汚

濁による場合を除く。)」を加

え。 (昭和三十三年法律第一号)

第十四条の三 法人が、昭和三

十四年四月一日から昭和三十九

年三月三十日までの間に法人

に供した場合には、当該法人の

税法の施行地において、新設した公用水域における水質の汚

濁による場合を除く。)」を加

え。 (昭和三十三年法律第一号)

第十五条の三 法人が、昭和三

十四年四月一日から昭和三十九

年三月三十日までの間に法人

に供した場合には、当該法人の

税法の施行地において、新設した公用水域における水質の汚

濁による場合を除く。)」を加

え。 (昭和三十三年法律第一号)

第十六条の三 法人が、昭和三

十四年四月一日から昭和三十九

年三月三十日までの間に法人

に供した場合には、当該法人の

税法の施行地において、新設した公用水域における水質の汚

濁による場合を除く。)」を加

え。 (昭和三十三年法律第一号)

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会」に改める。

第十八条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第十九条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十一条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十二条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十三条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十四条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十五条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十六条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十八条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十九条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十一条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十二条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十三条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十四条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十五条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十六条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十八条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第三十九条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第四十条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

六の二 公共用水域における水質の汚濁防止のためにする工場及び事業場から排出される廃液、污水及び有害固体物の処理に係る施設で政令で定めらるる改正する。

(総理府設置法の一部改正)

法律第二百七十七号の一部を次のように改める。

13 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

14 土地調整委員会設置法(昭和二十四年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

15 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

16 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百九十二号)の一部を次のように改める。

17 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

19 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

20 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

21 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

22 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

23 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

24 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

25 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

26 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

るもの。

(総理府設置法の一部改正)

法律第二百九十二号の一部を次のよ

うに改める。

27 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

28 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

29 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

30 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

31 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

32 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

33 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

34 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

35 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

36 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

37 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

38 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。

39 地方税法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改める。